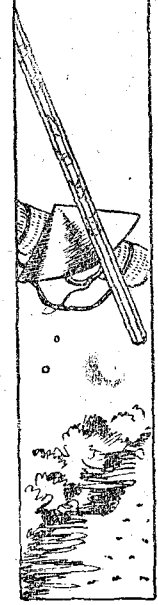


史料



歴史的に見たる高知縣の道路 (三)

瀧口利太郎

(4) 討議と原案廢棄主張

第五日目から討議に入つたが議論百出した。第六日の一

次會に於ては田邊縣令の提示せる議案は全然縣民の輿論に

反するものなりとして左の數項を擧げ廢案説を唱ふる議員

が續出した。

一、新道開鑿の事業を起せば戸數割税八割五分二厘の増加

を示し縣民の苦痛を激増すること

二、前年の暴風雨にて縣下農産物の被害二百四十四萬九千

二百二十四圓に達し、戸數一戸當十一圓九十九錢となり

納税の餘裕なきこと

三、前の通常縣會に於て縣民に課税の節減を加へ、困憊疲

弊を救ふべく之を縣會に建議せる實蹟に徴するも増税は

不當なること

四、浦戸港の浚渫は今直に之を行はざるも縣政上に影響す

る所なしと認むること

五、番外一番の説明によれば新道開鑿の結果縣民に利益ありと雖も、損失こそあれ利益なしと認むること

六、他府縣に通ずる道路港灣を本縣の地方税を以てするが如きは法律上あり得ずと信ずること

七、新道は一般縣民の利益なりといふも道路の通過せざる幡多、安藝、香美の如きは何等道路に關係なきを以て一般縣民の利益とは認められざること

八、高岡郡の佐川や越知の方に道路をつけるは舊藩時代の家老深尾の道を付るに等しく、又越知よりは年々紙が百丸位高知に出るのみにて其の他は氏神の祭などの時往來するに過ぎざれば廣き道路を作るの必要なしと認むること

九、道路改鑿のため多數土地は永久に埋没し又仁淀川筋の如きは道路の土砂を川へ落すを以て年々川の浚渫費を要することとなり將來の不利益大となる

十、道路を開鑿せば年々多額の修理費を要するを以て縣民

は永久に其の負擔に苦しむこと

以上の理由に依つて道路開鑿の無用なるを力説し、原案の廢案を唱ふる議員續出し島田副議長も亦其の一人であり議場騒然たるものがあつた。

(5) 議長の會議操縦と修正意見提示

此の時中山議長は吉良議員をして議長席に就かしめ自分は議員席に着き、道路開鑿後の交通状態及對外的に道路の必要なることを野中兼山遺業の例をひいて説き、又明治初年東京横濱間の鐵道開鑿の時朝野之れを非難して物議頗る噉然たりしが時の大隈大藏卿は一身の誹謗を顧みず、斷然之を敢行し後莫大の利益を得つゝあること及三島福島縣令が縣内道路の開鑿に取掛りし時全縣民は喙を失らして其の所置を非難したるに其の後間もなく隨喜湯仰して三島縣令を鬼神視して其の英斷を讚稱せることなどを列擧して急速起業の必要を説いた。更に反對論者に向ひ此の議場にて斯く物議の起れるは元來諸君に先見なきに依るものである、今回の事業は縣民にとり將來莫大なる利益ありと確信する

が故に其の實行を熱望して止まず、尙本案を不可とする諸君あらば其の所論を拜聴し重ねて論ずる所あらんと結び名議長の會議操縦振りには實に目覺しきものであつたといふ。

此の時島田副議長は中山議長に對し最早論者も盡きたる様なれば議長席に復されたしと促し、中山氏議長席に復すや島田副議長は中山議長の原案賛成説に駁撃を加へ復々賛否對立して議論百出した。

中山議長は最早大體議論も盡きたりと認めらるゝを以て決を取るべしと前提し、先づ廢案同意者に起立を求めたるに十二名なり、次に賛成者に起立を求めしに十二名にして過半数に付大體は可決す、時に第七日午前三時三十八分であつた。

十一月二十六日は最終日にして午後一時開會した、島田副議長議長席に就き中山議長は議席にて修正意見として當時の實況に依れば地方税の大部分が監獄費に要し居れるを以て道路開鑿工事に囚徒を使役して經費の節減を計ることとを提示し説明を終りて決を取りしに、廢案同意者は僅かに

五名にして賛成者十二名の過半数を得たるを以て第二次會本案可決す。次に支出議案の第三次會を開き修正案同意の起立を求めたるに起立者十三名にして過半数を以て修正案確定す。

(6) 臨時縣會閉會

號外

新道開鑿浦戸港浚渫費決議のため臨時縣會開設の處本日を以て閉場す

明治十八年十一月二十六日

高知縣令 田邊良顯

臨時縣會に於て新道開鑿費金三十八萬八千八百七十九圓五十七錢二厘と修正決定し、工事年限は七ヶ年を十ヶ年と修正したるも工事着手の上には差間なきを以て縣會決議の金額に對する三分の一即ち金十二萬九千六百二十六圓五十二錢四厘の國庫補助を仰ぐべく縣會決議書を添付し明治十九年一月二十三日付を以て申請し、之に對し同年二月十九日付山縣内務卿より「書面の趣特別を以て開屆工費爲補助

豫算高三分之二金十二萬九千六百二十六圓五十二錢四厘を十八年より二十七年迄都合十ヶ年度に割合せ一ヶ年度金一萬二千九百六十二圓六十五錢二重づゝ末年度は金一萬二千九百六十二圓六十五錢六厘可下渡」との指令を受け、愈々工事に着手すべく左記様式形式を決定し明治十九年十月、高知を中心として一は杉村通り徳島縣へ、他は佐川通り愛媛縣へ又佐川より分れて須崎港へと其の區域を數十區に分ちて着工し明治二十八年に至りて完了したのである。

記

- 一 新道認定心得書
- 二 工事仕様書
- 三 工夫就役規則
- 四 工夫募集手續
- 五 死傷手續
- 六 火藥類貯藏手續
- 七 官有樹木伐採手續

(参考) 新道幅員と其の工費

徳島縣に至るもの(大體現在の國道三十三號線)

高知、領石間	延長	四里	幅員	四、〇	平均工費	二萬圓
領石、宍崎間	"	七町	"	三、五	"	一萬四千圓
宍崎、根曳間	"	一里其町	"	三、〇	"	一萬二千圓
根曳、宍内間	"	六里	"	二、五	"	九千圓
宍内、國境間	"	三里半	"	二、〇	"	七千圓

愛媛縣に至るもの(大體現在の指定府縣道高知松山線)

高知、旭村間	延長	廿六町	幅員	五、〇	平均工費	二萬圓
旭村、伊野間	"	二里	"	四、〇	"	一萬六千圓
伊野、波川間	"	十町	"	三、〇	"	一萬三千圓
波川、佐川間	"	四里	"	四、〇	"	一萬四千圓
佐川、越知間	"	二里其町	"	三、〇	"	一萬三千圓
越知、熊秋間	"	三里十町	"	二、五	"	一萬圓
熊秋、國境間	"	五里	"	二、〇	"	八千圓

佐川より分岐して須崎に至るもの(現在の佐川須崎港線)

佐川、斗賀野坂下	延長	一里半	幅員	四、〇	工費	一萬四千圓
斗賀野坂下、吾桑	"	一里半	"	三、〇	"	一萬二千圓
吾桑、須崎間	"	二里	"	四、〇	"	一萬三千圓

斯の如く四國新道の開鑿は縣令田邊良顯氏の大英斷と縣民の努力に依り多額の經費と十ヶ年の歲月を費して完成したのであるが、結果は交通運輸の改善となり、富源の開發と共に地方産業の發達を促進し、縣民の福利を増進せしめ以て高知縣の今日あるを得せしめたのである。

其の後の道路發達の狀況

田邊縣令が彼の大事業を遂行して其の範を示されたるに端を發し爾來歴代の知事之を繼承し、輿論また之に和して時代文化の發展と共に大いに交通網の整備發達に努力し、現在國道府縣道を合せて其の延長實に二千五百餘料を超へ、交通聯絡上の大動脈は殆んど完成の域に達したのであるが尙三百八十三料餘の未改築部分があり、一面改良事業も逐年進捗を見つゝあるが未だ遠き感あるを遺憾とするのである。(完)

附記

豊富なる資料を提供せられたにも拘らず其の取捨選擇配列の適正を缺いたため、何だか物足りない感じがするが勿論これは筆者の責任である。

俳句(雜詠)

船頭の手にのせて行く西瓜かな	壺
夕立のゆくて見えたり山の宿	流泉
夕立に打たれ飛び交ひ群雀	文女
青嵐や兒等の笑ひのいづちより	吐波
日ざかりを蜥蜴息づく石の上	苔石
夕立は村はづれけり蟬の聲	麓
夕立す青鱗魚籠に躍るあり	丘
夕立の蠶螂草に濡れて伏す	勝
み佛の塚の新し蜥蜴這ふ	亮
眞晝なる青田の徑を野馬はしゃぐ	"
夕立止む八ツ手の牽灯に映えて	"
草微か動くとみれば蜥蜴照り	"
打水に靴先濡れて門に佇つ	"
地ひゞきつ灼けし道路をバス去りぬ	"